



お知らせ

■4月1日から斎場使用料が変更になります

しみず斎園(北上地区広域行政組合運営)および市営火葬場(大迫・石鳥谷・東和斎場)の火葬場使用料が、4月1日から次のとおり変更になります。

①しみず斎園

【対象】死亡時の住所が花巻・北上市以外の人
【区分・使用料】死体・3万円(変更前2万円)
※死胎・小動物の使用料に変更はありません
【問い合わせ】北上地区広域行政組合(☎0197-68-2203)

②市営火葬場

【対象】住所が花巻市以外の使用者、または死亡時の住所が花巻市外の人
【区分・使用料】▶死体・47,000円(変更前2万円)▶死胎・15,000円(変更前12,000円)
【問い合わせ】▶大迫斎場…☎市民生活係(☎41-3126)▶石鳥谷斎場…☎市民生活係(☎41-3446)▶東和斎場…☎市民生活係(☎41-6516)

■空間放射線量測定結果

【測定結果(3月8日(月)~24日(水)分)(単位:マイクロシーベルト/時)】

- ①市役所新館前…0.04~0.05
 - ②田瀬振興センター…0.06~0.07
- ※国や県の示す指標を大幅に下回っています
【問い合わせ】☎防災危機管理課(☎41-3512)

マイナンバーカードがあれば
コンビニで住民票などの証明書
が取得できます！
詳しくは☎市民登録課(☎41-3547)へ



■市民団体活動を応援します

市民団体などが自主的に実施する公益的な活動を支援します。
【対象団体】市内を拠点に活動する市民活動団体など、共通の目的を持った市民で構成される団体
【対象事業】市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに取組む営利を目的としない事業
【補助金額】補助対象経費の3分の2以内(限度額30万円)
※1団体につき1事業。ほかの補助金などを受ける場合は対象外です
【申請期限】令和4年1月31日(月)
※先着順で審査・決定。補助金総額が予算額に達した時点で締め切ります。申請方法など詳しくは下記へ
【問い合わせ】☎地域づくり課(☎41-3514)

■岩手県障がい者スポーツ大会

【日時】6月5日(土)、午前10時
【会場】県営運動公園(盛岡市)ほか
【競技種目】陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング
【申込期限】4月19日(月)
【申し込み方法】申込書に必要事項を記入の上、☎障がい福祉課または☎健康福祉係へ
※申込書の設置場所など詳しくは下記へ
【問い合わせ】☎障がい福祉課(☎41-3581)

■歯のテレホン相談

歯や口の健康に関する相談に歯科医師が応えます。
【受付日時】4月19日(月)、午前10時~午後7時
※午後7時以降、歯科医師から相談者に折り返し電話します
【相談電話】☎019-651-7341
【相談料】無料
【問い合わせ】岩手県保険医協会ヨイ歯デーテレホン相談係(☎019-651-7341)

■「農振除外」の申し出は4月28日までに

農業振興地域内の農用地区域に指定されている土地に住宅建築や駐車場整備を行う場合、農用地区域からの除外手続き(農振除外)が必要です。
【受付期間】4月5日(月)~28日(水)
【提出先】農政課、☎産業係
※除外の見込みの相談や、手続き方法、提出書類など詳しくは下記へ
【問い合わせ・相談】農政課(☎23-1400)

■手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者に関する知識と、コミュニケーションに必要な初歩的な手話技術を習得します。
【対象】18歳~おおむね60歳の人で、入門課程50時間、基礎課程50時間、合計100時間の受講が可能な人
【期日】5月~令和4年12月の土曜日(令和4年1月~3月を除く)
※講座回数の調整のため、開催しない週があります
【時間】午後2時~4時
【会場】文化会館
【定員】10人(抽選。令和2年度に受講予定だった人を優先)
【受講料】無料(教材費は自己負担)
【申込期間】4月1日(木)~15日(木)、午前9時~5時
【問い合わせ・申し込み】☎障がい福祉課(☎41-3581)

■県条例「東日本大震災津波を語り継ぐ日」が制定されました

東日本大震災から10年を迎えるに当たり、県では3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定しました。
震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を次の世代へ語り継ぎ、未来に向けて力を合わせてふるさと岩手を築いていきましょう。
【問い合わせ】岩手県復興振興課(☎019-629-6945)

■下水道使用料に関するお知らせ〔大量の水道水や、自家水(井戸水)を使用する人向け〕

下水道使用料は上水道の使用水量を基に計算していますが、次の場合、申告または届け出をお願いします。
①育苗などで大量の水道水を使用する場合
育苗などで下水道施設に流れない水道水を大量に使用するとき、申告により下水道使用料が減額される場合があります。
【対象】育苗に使用する水道が上水道で、下水道施設を使用している人
※戸別浄化槽の場合は対象外
【申告期限】使用月のメーター検針日から7日以内
【申告方法】汚水量申告書に、下水道施設へ流した水量・流さない水量、その算出根拠を記入の上、「検針のお知らせ」を添えて下記のいずれかの窓口へ
※日頃から下水道施設に流れない水道水を使用している場合、メーター(個人設置)で水量を把握することで減額になります

②自家水(井戸水)を使用する場合

自家水を使用し下水道施設に流している場合、使用者の態様(自家水の使用箇所、居住者数)を考慮し市が認定した使用水量を基に下水道使用料を計算しています。
態様が変わった場合は、変更の届け出が必要です。
※戸別浄化槽の場合は対象外。正確な使用水量を把握するため、自家水用の計量メーターの設置をお願いします

①②共通

【申請窓口】☎下水道課、☎建設係
【問い合わせ】☎下水道課(☎41-3563)

今月の納税 (納期限は4月30日)
 固定資産税(第1期)

■医療的ケア児等非常用発電機貸与事業

医療的ケア児など、日常的に医療機器によるケアなどが必要な人を対象に、非常用発電機を無償で貸与します。
【対象】日常生活を営むために、次のいずれかの医療が必要な状態の障がい児または障がい者
▶人工呼吸器▶気管内挿管▶鼻咽頭エアウェイ▶酸素吸入▶たん吸引▶ネブライザー▶中心静脈栄養▶経管栄養▶腸ろう・腸管栄養▶人工透析▶定期導尿▶人工肛門
※65歳以上の人の場合は、自立支援給付(障がい福祉サービス)を受けていることが要件
【貸与機器】正弦波インバーター発電機(ガソリン式)
※同発電機は屋内では使用できません。発電機の燃料や、エンジンオイル、その他付属品などの購入費は自己負担
【問い合わせ・申し込み】☎障がい福祉課(☎41-3580)

■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政、多重債務などの無料相談会を年間を通して開催しています。日程や会場などは「広報はなまき」で随時お知らせします。
また、悪質商法・特殊詐欺にだまされないための出前講座も行っています。詳しくはお問い合わせください。

●実施している相談会

弁護士法律相談(予約必要)、司法書士法律相談(予約必要)、暮らしの行政書士相談(予約必要)、消費者救済資金貸付相談(予約必要)、市民生活相談(人権・行政)[予約不要]

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
弁護士法律相談	4月8日(木)	10:00~15:00		4月7日(水)
司法書士法律相談	4月14日(水)	13:30~15:30		4月7日(水)
消費者救済資金貸付相談	4月15日(木)	13:00~17:00	市民生活総合相談センター	4月8日(木)
弁護士法律相談	4月21日(水)	10:00~15:00		4月20日(火)
暮らしの行政書士相談	4月22日(木)	13:30~15:30		4月15日(木)
市民生活(人権・行政)相談	4月9日(金)	10:00~12:00	市民生活総合相談センター 大迫総合支所第2会議室 石鳥谷総合支所委員会室 東和総合支所第3会議室	申し込みは不要です

○上記相談には定員があります(先着順)。申し込みは、申込開始日の午前9時から電話で同センターへ
○書類作成に係る相談は受け付けておりません
【問い合わせ・申し込み】☎市民生活総合相談センター(☎41-3550)